



## ミャンマーの新外国投資法制

(注: 本コメントリーは 2013 年 3 月公表の英語版 Myanmar's New Foreign Investment Legal Regime の日本語訳である。)

2013年1月31日、ミャンマーの国家計画経済開発省・投資企業管理局は、ウェブサイト上で、新外国投資法に基づく、外国投資施行細則<sup>1</sup>と、経済活動の分野を分類した通達<sup>2</sup>(合わせて「施行細則」という。)を発表した。新外国投資法<sup>3</sup>そのものと同じく、施行細則も、とりわけミャンマーにおける第二次国際石油ライセンスラウンドにおいて18のオンショアの石油・ガス鉱区での入札を実施した<sup>4</sup>、海外からの投資を熱望するミャンマーの姿を反映している。施行細則は、ミャンマーに対するアメリカと欧州からの経済制裁の緩和に続いて、本格的に外国投資家や政府がミャンマーとの関係を再構築し始め

ている中、一連の経済・政治改革の一環として制定されるものである<sup>5</sup>。Nestle, ANZ や GE といった企業は、ミャンマーでの事業を開始または拡大する計画を発表し、MTV にいたっては、ヤンゴンで、テレビ中継コンサートを開催した。

最近ヤンゴン出張から戻ってきた Jones Day のパートナーである Darren Murphy, Kevin Murphy などの観測筋は、経済・政治改革の持続的な推進力と、外貨がもたらす発展に対する真の熱意を報告している。

外国資本を呼び込もうというミャンマーの姿勢を表わす最近の出来事として、ミャンマー議会は、2013年3月6日、1958年外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約)に署名することに同意した。この重要なステップは、締約国でなされた仲裁判断がミャンマーでより効果的に執行されることへの備えとなり、外国人投資家に対

<sup>1</sup> このコメントリーにおける外国投資施行細則(2013年1月31日、2013年第11号通達)の要約は、投資企業管理局のウェブサイト上でミャンマー語で公表された書面の非公式な翻訳に基づいている。現時点では、英語翻訳版は、投資企業管理局のウェブサイト上では手に入らない。

<sup>2</sup> 経済活動の分類をした通達(2013年1月31日、2013年第1号通達)は、投資企業管理局のウェブサイト上で英語版が公表されている。

<sup>3</sup> 外国投資法(2012年11月2日)は、投資企業管理局のウェブサイト上で英語版が公表されている。国家計画経済開発局もウェブサイト上で異なる翻訳を公表している。

<sup>4</sup> ジョーンズ・デイのコメントリー"Second Petroleum Bid Round in Myanmar"(January 2013)を参照。

<sup>5</sup> ジョーンズ・デイのコメントリー"Eased Sanctions Widen Doorway to Myanmar Oil and Gas Sector"(August 2012)を参照。

し、契約条項がミャンマーにおいて執行できるとの必要な信頼を与えるはずである<sup>6</sup>。

このコメンタリーは、新外国投資法と、施行細則を要約し、ミャンマー投資委員会（以下「投資委員会」という。）の日々の実務において明確化することが必要とされる、残された不明点を指摘するものである。

## 外国投資法

外国投資法は、外国資本金100%の投資会社やジョイントベンチャーを通じた外国投資や、契約書、すなわち施行細則によりミャンマー政府との官民ジョイントベンチャー契約を意味すると解釈される条項による外国投資を認めている<sup>7</sup>。同法は、外国投資会社という特別な種類の会社を設けるのではなく、むしろ、既存のミャンマー会社法の下で設立された会社が投資企業管理局への申請により外国投資を行うことを規定している<sup>8</sup>。

外国人所有企業やジョイントベンチャーには、国内企業と同様の会社法の原則（また、一般的には、国内企業と同様の環境、労働、その他の規制）が適用されるが、許可を受けた外国人所有企業や、外国のジョイントベンチャーは、外国投資許可のメリットを受けられる。許可には、多くの重要な利益が付随しているが、これには以下のようなものが含まれる。

- ・ 国有化や恣意的な国の行為に対する基本的な「保証」：許可に基づき組成された事業は国有化されないこと、政府は、許可された期間の満了前において、十分な理由なく、投資事業を中止しないこと、投下された外国資本は、投資契約期間の満了後、投資されたのと同じ通貨で払い戻すことができること<sup>9</sup>。

- ・ 租税の支払及び債権者への弁済を条件とした、継続的な利益及び投資基金の、本国への送金に関する条項<sup>10</sup>。

- ・ 許可を受けた外国企業または外国ジョイントベンチャーに対する、最長50年までの契約期間をさらに10年ずつ2回にわたり延長することができる（すなわち最長70年にわたる）長期間の賃貸借<sup>11</sup>。

- ・ ジョイントベンチャーや投資契約に規定された「紛争解決メカニズム」の執行。

言い換えれば、外国投資法の規定は、投資家に対し、長期営業権の保証、国による没収からの保護、国内のパートナーとの契約条項を執行する手段を付与することを狙いとしている。

## 施行細則

しかしながら、以上に述べた点を除き、外国投資法は、外国投資の管理法制についての詳細を欠いている。ミャンマー議会の議員がタイの報道機関に述べたところによれば、外国投資法は「かなり柔軟」で<sup>12</sup>、多くの部分が政府や投資委員会の裁量に委ねられている。施行細則は、外国投資法の曖昧さを補充する内容をもつ最初のものである。

### センシティブ・セクターへの投資

外国投資法は、「農業 (farming agriculture)」、危険な化学物質を製造する工場や、それらを利用する事業、「公衆衛生に影響を及ぼす」、または「自然環境及び生態系を損なうおそれのある」活動など、特定の分野への投資を禁じている。また、「連邦国家や国民の安全、経済、環境及び社会的利益の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある」活動については、許可を付与するに先立ち、議会に提出しなければならない<sup>13</sup>。

<sup>6</sup> 国内法の制定の実行を通じた、ミャンマーにおけるニューヨーク条約の履行はまだ完了されていない。

<sup>7</sup> 外国投資法 9 条

<sup>8</sup> 外国投資法 10 条

<sup>9</sup> 外国投資法 28-30 条

<sup>10</sup> 外国投資法 39 条

<sup>11</sup> 外国投資法 31-32 条

<sup>12</sup> "Myanmar's Foreign Investment Law Lauded," The Nation (Nov. 7, 2012), available at <http://www.nationmultimedia.com/business/Myanmars-foreign-investment-law-lauded-30193800.html>.

<sup>13</sup> 外国投資法 3-6 条で扱われている。

施行細則は、これらの分野の詳細を規定し、(1)防衛、(2)電力事業、(3)中小規模の鉱物の製造、(4)ミャンマー語での出版及びメディアを含む、多くの分野への外国投資を禁止している。施行細則は、また、(1)多くの食品、農業活動、(2)インフラ開発と建設、(3)住宅、商業開発、(4)航空サービスを含む「制限セクター」の分野において、自国民とのジョイントベンチャーへの外国投資の上限を80%までに制限している。

条件付きセクターの3番目の類型は、そのセクターへの投資を、関係政府機関や規制官庁からの認可を含む、特別な条件や承認にかからしめるもので、「制限セクター」の多くが含まれる。鉱物、建設、製造業セクターにおける一定の投資計画は、環境及び社会的な影響のアセスメントも経なければならない。

外国投資法は、旧外国投資法を廃止しただけである。したがって、投資はその他の適用法上の規制に引き続き服することになる。特に、ミャンマー政府に、石油および天然ガスの調査、採掘、販売や航空サービス、銀行・保険事業などの一定の活動を実施する独占的権利を付与する国営企業法は、引き続き規制セクターにおける投資に適用される。実際、施行細則はこの点を強調している。たとえば、施行細則は、航空サービスの販売について、政府の承認と運輸省からの推薦が条件となることを明示的に規定している。

#### 許可及び認可の付与に関するガイドライン

上述した通り、投資委員会は、とりわけ投資許可の付与または拒絶、及び許可条件の執行について、実質的かつ日常的な権限を有している。施行細則は、そうした権限の発動について基本的な手続を定めており、(1)投資委員会がその裁量権を行使するに当たり、考慮すべき一般的な基準、(2)投資委員会の行為の時間制限も含まれている。投資家にとって歓迎すべきことは、投資委員会が、申請を迅速に処理しようとする意図がうかがえる点である。投資委員会は、規制セクターにおける投資計画の審査を補佐するために、関連部署の横断的なチームを編成し、申請委員会は、前週に提出された投資計画を検討するために、毎週開催される。また、地方政府は、投資計画に対してコメントをする機会を与えられているが、

そのコメントは、投資委員会がコメントを要求してから一週間以内になされなければならない。

当然のことではあるが、施行細則の手続条項は、さらに明確化される必要がある。一例として、施行細則は、外国人投資家が投資許可を得るために投資委員会に対して提供すべき広範な情報を定めているが、その多くが商業上の機密事項に当たるであろう、こうした情報の機密保持については、明文上の規定が置かれていない。

#### 許可に従って行動するためのスケジュール

投資家もまた、厳しいスケジュールに拘束されることになる。提案に係る未開発地域での事業は、投資委員会の許可の中で定められ、極めて限られた延長しか認められない時間内で、建設を完了しなければならない。そうした時間制限を不可抗力以外の理由で超過してしまった場合には、投資委員会は、投資家への許可を何らの補償なく取り消すことができる。

施行細則は、外国投資法で規定された土地利用許可の取得や、対内、対外資本移転の手続についての詳細も定めている。こうした条項には、投資家がミャンマーの低発展地域に投資する場合には、ケースバイケースで、最初の土地の借用期間を50年以上にすることができることが示されていることなど、何点かの驚くべき点が含まれている。

しかし、施行細則はいくつかの有用な詳細を規定しているものの、投資家が直面するその他の重要な問題は手付かずのまま残されている。

#### 減税

外国投資法は、委員会は投資家に対し、連続する5年間、所得税を免除すると規定している。また、投資委員会は最初の5年間の免税期間の延長、1年以内にミャンマー国内で再投資された利益についての課税の免除、一定の関税の免除等、10の税制優遇措置を「付与できる」とも規定している。外国投資法も施行細則も、投資委員会がそのような免税措置を付与する裁量権を行使するに際して適用する追加基準については、詳細を定めていない。

### 事業譲渡

施行細則は、事業に対する権利をミャンマー国民やその他の外国人投資家へ売却することについて規定している。しかし、そのような譲渡は、投資委員会の承認が条件であり、かかる承認は、さまざまな理由により留保されうる。

### 外国人の雇用

外国投資法は、「熟練」労働者と、「未熟な」労働者とを区別し、後者についてはミャンマー人でなければならないと規定する。外国投資法は、熟練職についても、ミャンマー国民の割合の下限を規定しており、その下限は徐々に引き上げられる予定である

が、その期間は、「知識に基づく」事業については、経営委員会により延長される可能性がある。しかし、施行細則は、どのような職種が「熟練」に分類されるのかを定義していない。

施行細目は、ミャンマーの経済が自由化に向かうプロセスにおいて、望ましい一歩である。しかし、同規則は、なお重要な日常的裁量を投資委員会に委ねている。ミャンマー政府の最近の動きは、楽観論の原因となっているが、おそらく、投資委員会が実際に実績を積み上げるまでは、慎重な楽観論にとどまるであろう。

## 弁護士へのコンタクト

更に詳しい情報をお求めの場合は、最寄りの事務所の代表者又は以下に掲げた弁護士にお尋ね下さい。一般的な E メールでのメッセージは、www.jonesday.com からご覧頂ける“Contact Us”フォームを利用して送信頂けます。

**Michelle Chen**  
Singapore  
+65.6233.5530  
[mchen@jonesday.com](mailto:mchen@jonesday.com)

**Darren Murphy**  
Singapore  
+65.6538.3939  
[dmurphy@jonesday.com](mailto:dmurphy@jonesday.com)

**Kevin J. Murphy**  
Singapore  
+65.6233.5978  
[kjmurphy@jonesday.com](mailto:kjmurphy@jonesday.com)

本コメントリーの日本語訳作成者

山田 亨  
[tyamada@jonesday.com](mailto:tyamada@jonesday.com)

大山 剛志  
[toyama@jonesday.com](mailto:toyama@jonesday.com)

### 外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目1番17号  
神谷町プライムプレイス

電話 03-3433-3939

FAX 03-5401-2725

[www.jonesday.com](http://www.jonesday.com)

ジョーンズ・デイの出版物は、特定の事実関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、(なお、かかる承諾を付与または撤回するか否かは当事務所の任意裁量に属します)、他の出版物又は法的手続きにおいて引用し、又は参照することはできません。当事務所の出版物について転載の許可を希望される場合は、当事務所のウェブサイト(www.jonesday.com)にある“Contact Us”の箇所にある所定のフォームをご利用下さい。本書の郵送その他の送信は、弁護士と依頼者との関係を構築することを意図するものではなく、また本書の受信により、そのような弁護士と依頼者との関係が形成されるものではありません。本書に記載された意見は、執筆者の個人的な見解を示すものであり、当事務所の見解を反映したものではありません。